

【九州市長会提出議案】

第1号議案

不良住宅の除却に対する補助要件の緩和について

（大分市）

令和5年度に改正された「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、放置すれば特定空家等となるおそれのある空家として「管理不全空家等」が位置づけられ、危険な状態になる前からの早期の対応の必要性が示された。

これまでも周辺の住環境等を悪化させている老朽危険空き家等については、周辺住民の安全・安心の確保と住環境の改善を図るため、国の補助事業にて地方公共団体が所有者等へ除却の補助を実施している。

国の補助事業では、不良住宅や特定空家等の除却工事を行う場合、その対象経費の一部を補助できるが、不良住宅の補助要件に満たない空き家であっても、倒壊や建物部材の落下等、周辺住民に対して人的な被害などを及ぼす可能性が高いものが相当数見込まれ、改善されないまま放置されれば、防災上の視点からも緊急車両の通行を妨げたり避難路等が閉塞する事態も考えられ、早期の対応が必要である。

このようなことから、周辺住民の安全・安心の確保と住環境の改善を図るため、不良度の評点の合計が100点に満たない空き家も対象とすることや、周辺に避難路や通学路等の高い安全性の確保が求められる場所がある場合に評点を加算する項目を追加する等、不良住宅の除却に対する補助要件を緩和することを強く要望する。

第2号議案

5歳児健診に係る補助要件の緩和について

（別府市、佐伯市、杵築市）

5歳児健診は、国の令和5年度補正予算で母子保健衛生費国庫補助金の補助対象となったことにより、実施が推進されているところである。5歳児健診は、就学にあたり、教育部門と連携する等により、不登校が減少したなどの効果もみられており、重要な健診である。

健診の実施にあたり、課題となるのは診察を行う医師の確保である。少子化及び医師の高齢化等により、今後小児科医は減少する見込みだと思われ、医師の確保は今後ますます困難になっていくと考えられる。また、医療機関も偏在し地域格差も生じていることから、各自治体の創意工夫を凝らした健診の実施が必要となっている。

国の示す5歳児健診の要件では、受診者全員に医師診察を行うこととされているが、専門機関や現在実施している自治体によると一人に要する診察時間は20分～30分ほど必要とされており、全対象者に実施するのは、現実的ではない。母子保健衛生費国庫補助金に係るQ&Aの令和6年6月の改正では、今後2～3年を目途に対象者全てに5歳児健診を実施する体制を構築することを前提に、発達等に課題のある幼児等を対象に健診を実施することも差し支えないとされているが、前記の理由で今後も医師の確保は難しいと考えられる。

以上のことから、対象者全てに5歳児健診を実施する体制を構築できるまでの間は、発達等の課題のある（疑いを含む）対象児のみに医師の診察を行う形や、小児の発達の専門職種による相談会と組み合わせる形等、地域の実情に応じ創意工夫を凝らした5歳児健診でも補助の対象とするなど、補助要件の緩和を要望する。